

三重県業務委託共通仕様書 令和6年4月一部改正

- ◆設計業務等共通仕様書
- ◆用地関係業務共通仕様書

三重県

(R5)

現 行	改 正 (案)	備 考
<p style="text-align: center;">第9編 林道編 第2章 林道設計業務</p> <p style="text-align: center;">第1節 林道設計業務</p> <p>第9201条 林道設計業務 林道の設計業務については、林野庁制定の「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書」の第3編設計業務等標準仕様書第7章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。 なお、総則、設計業務等一般については、三重県制定の「設計業務等共通仕様書」の第1編共通編 第1章総則、第2章設計業務等一般を適用する。</p>	<p style="text-align: center;">第9編 林道編 第2章 林道設計業務</p> <p style="text-align: center;">第1節 林道設計業務</p> <p>第9201条 林道設計業務 林道の設計業務については、林野庁制定の「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書」の第3編設計業務等標準仕様書第6章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。 なお、総則、設計業務等一般については、三重県制定の「設計業務等共通仕様書」の第1編共通編 第1章総則、第2章設計業務等一般を適用する。</p>	<p style="text-align: center;">誤植</p>

(R5)

現 行	改 正 (案)	備 考
<p>第1編 用地調査等業務共通仕様書</p> <p>第2章 用地調査等業務の基本的処理方法</p> <p>第1節 用地調査等業務の実施手続 (施行上の義務及び心得)</p> <p>第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 用地調査等業務で知り得た<u>権利者側</u>の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。</p> <p>三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。 また、実施に当たっては、<u>権利者</u>に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p> <p>四 <u>権利者</u>から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p>(成果物)</p> <p>第24条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p><u>四 容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)</u>等関係法令のほか、発注</p>	<p>第1編 用地調査等業務共通仕様書</p> <p>第2章 用地調査等業務の基本的処理方法</p> <p>第1節 用地調査等業務の実施手続 (施行上の義務及び心得)</p> <p>第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 用地調査等業務で知り得た<u>権利者等</u>の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。</p> <p>三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。 また、実施に当たっては、<u>権利者等</u>に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p> <p>四 <u>権利者等</u>から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p>(成果物)</p> <p>第24条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の</p>	<p>国との整合</p> <p>国との整合</p> <p>国との整合</p> <p>国との整合</p>

<p>者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の<u>適切な管理</u>のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>防止その他の個人情報の<u>安全管理</u>のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>国との整合</p>
<p>第8章 消費税等調査 (調査)</p>	<p>第8章 消費税等調査 (調査)</p>	
<p>第110条 土地等の権利者等が消費税法第2条第四号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の可否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。</p> <p>一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」</p> <p>二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」</p> <p>三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」</p> <p>四 消費税簡易課税制度選択届出書</p> <p>五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書</p> <p>六 消費税課税事業者選択届出書</p> <p>七 消費税課税事業者選択不適用届出書</p> <p>八 消費税課税事業者届出書</p> <p>九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書</p> <p>十 法人設立届出書</p> <p>十一 個人事業の開廃業等届出書</p> <p>十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書</p> <p>十三 消費税課税事業者届出書(特定期間用)</p> <p>十四 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等)</p> <p>十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書</p> <p>十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>新設</u></p> <p><u>十七</u> その他の資料</p>	<p>第110条 土地等の権利者等が消費税法第2条第四号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の可否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。</p> <p>一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」</p> <p>二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」</p> <p>三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」</p> <p>四 消費税簡易課税制度選択届出書</p> <p>五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書</p> <p>六 消費税課税事業者選択届出書</p> <p>七 消費税課税事業者選択不適用届出書</p> <p>八 消費税課税事業者届出書</p> <p>九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書</p> <p>十 法人設立届出書</p> <p>十一 個人事業の開廃業等届出書</p> <p>十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書</p> <p>十三 消費税課税事業者届出書(特定期間用)</p> <p>十四 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等)</p> <p>十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書</p> <p>十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書</p> <p><u>十七</u> 適格請求書発行事業者登録に係る通知書</p> <p><u>十八</u> 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書</p> <p><u>十九</u> その他の資料</p>	<p>国との整合</p> <p>国との整合</p>
<p>2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な</p>	<p>2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な</p>	

<p>資料の調査ができないときは、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。</p>	<p>資料の調査ができないときは、速やかに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。</p>	
<p><u>第12章 補償説明</u> <u>(補償説明)</u></p>	<p><u>(削る)</u> <u>(削る)</u></p>	
<p><u>第130条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいう。</u></p>		
<p><u>(概況ヒアリング等)</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>	
<p><u>第131条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。</u></p>		
<p><u>2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</u></p>		
<p><u>(説明資料の作成等)</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>	
<p><u>第132条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。</u></p>		
<p><u>一 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討</u></p>		
<p><u>二 権利者ごとの補償内容等の整理</u></p>		
<p><u>三 権利者に対する説明用資料の作成</u></p>		
<p><u>(権利者に対する説明)</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>	
<p><u>第133条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。</u></p>		
<p><u>一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること</u></p>		
<p><u>二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと</u></p>		
<p><u>2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。</u></p>		<p>国との整合 (用地補償総合技術業務へ)</p>

<p>(記録簿の作成)</p> <p>第134条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第30号）に記載するものとする。</p>	<p>(削る)</p>	
<p>(説明後の措置)</p> <p>第135条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。</p> <p>2 受注者は、当該権利者に係わる補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに監督員にその旨を報告するものとする。</p> <p>3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。</p>	<p>(削る)</p>	
<p>第13章 事業認定申請図書等の作成 (事業認定申請図書等の作成)</p> <p>第136条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>第12章 事業認定申請図書等の作成 (事業認定申請図書等の作成)</p> <p>第130条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>章番号変更 条番号変更</p>
<p>(事業認定申請図書の作成)</p> <p>第137条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。</p> <p>一～二 (略)</p>	<p>(事業認定申請図書の作成)</p> <p>第131条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。</p> <p>一～二 (略)</p>	<p>条番号変更</p>
<p>(事業計画の説明)</p> <p>第138条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督員等か</p>	<p>(事業計画の説明)</p> <p>第132条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督員等か</p>	<p>条番号変更</p>

<p>ら説明を受けるものとする。</p> <p>(現地踏査) 第139条 事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。</p> <p>(起業地の範囲の検討) 第140条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。 2 (略)</p> <p>(事業認定申請図書の作成方法) 第141条 事業認定申請図書は、法第18条並びに法施行規則(昭和26年建設省令第33号。以下この章において「規則」という。)第2条及び第3条に定めるところに従うほか、国土交通省中部地方整備局の定める用地調査等業務共通仕様書 別記5 事業認定申請図書作成要領により作成するものとする。</p> <p>(相談用資料の作成方法) 第142条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。 一～七 (略)</p> <p>(相談用資料の添付図面の作成方法) 第143条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の添付図面の作成は、第141条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の</p>	<p>ら説明を受けるものとする。</p> <p>(現地踏査) 第133条 事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。</p> <p>(起業地の範囲) 第134条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。 2 (略)</p> <p>(事業認定申請図書の作成方法) 第135条 事業認定申請図書は、法第18条並びに法施行規則(昭和26年建設省令第33号。以下この章において「規則」という。)第2条及び第3条に定めるところに従うほか、国土交通省中部地方整備局の定める用地調査等業務共通仕様書 別記5 事業認定申請図書作成要領により作成するものとする。</p> <p>(相談用資料の作成方法) 第136条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。 一～七 (略)</p> <p>(相談用資料の添付図面の作成方法) 第137条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の添付図面の作成は、第135条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の</p>	<p>条番号変更</p> <p>国との整合、 条番号変更</p> <p>条番号変更</p> <p>条番号変更</p> <p>条番号変更</p>
---	--	---

<p>添付図面をあわせて作成するものとする。 一～九 (略)</p> <p>(申請図書の作成) 第144条 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書(案)の作成は、監督員の指示により既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。</p> <p>(裁決申請図書の作成) 第145条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。</p> <p>(現地踏査) 第146条 裁決申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、裁決申請に係る現地の踏査を行うものとする。</p> <p>(裁決申請図書の作成方法) 第147条 裁決申請図書の作成は、法第40条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。 一～十 (略)</p> <p>(明渡裁決申立図書の作成) 第148条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。</p> <p>(現地踏査) 第149条 明渡裁決申立図書の作成に当たっては、あらかじめ、明渡裁決申立てに係る現地の踏査を行うものとする。</p> <p>(明渡裁決申立図書の作成方法) 第150条 明渡裁決申立図書の作成は、法第47条の3に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督員が別</p>	<p>添付図面をあわせて作成するものとする。 一～九 (略)</p> <p>(申請図書の作成) 第138条 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書(案)の作成は、監督員の指示により既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。</p> <p>(裁決申請図書の作成) 第139条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。</p> <p>(現地踏査) 第140条 裁決申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、裁決申請に係る現地の踏査を行うものとする。</p> <p>(裁決申請図書の作成方法) 第141条 裁決申請図書の作成は、法第40条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。 一～十 (略)</p> <p>(明渡裁決申立図書の作成) 第142条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。</p> <p>(現地踏査) 第143条 明渡裁決申立図書の作成に当たっては、あらかじめ、明渡裁決申立てに係る現地の踏査を行うものとする。</p> <p>(明渡裁決申立図書の作成方法) 第144条 明渡裁決申立図書の作成は、法第47条の3に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督員が別</p>	<p>条番号変更</p> <p>条番号変更</p> <p>条番号変更</p> <p>条番号変更</p> <p>条番号変更</p> <p>条番号変更</p> <p>条番号変更</p>
--	--	--

<p>途指示する作成要領等により作成するものとする。 一～七 (略)</p> <p>第14章 地盤変動影響調査等 第1節 調査 (地盤変動影響調査)</p> <p>第151条 地盤変動影響調査とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。</p> <p>(調査)</p> <p>第152条 地盤変動影響調査は中部用対の定める地盤変動影響調査算定要領(以下「地盤変動影響調査算定要領」という。)により行うものとする。 2 (略)</p> <p>(水準測量)</p> <p>第152条の2 地盤変動影響調査算定要領第9条第2項の水準測量は、事前調査及び事後調査時において、既存の基準となる点（公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件）から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については検測し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎等の計測にあたっては、往復観測するものとする。 一～四 (略) 2 (略)</p> <p>(費用負担の可否の検討)</p> <p>第153条 損害等をてん補するために必要な費用負担の可否の検討</p>	<p>途指示する作成要領等により作成するものとする。 一～七 (略)</p> <p>第13章 地盤変動影響調査等 第1節 調査 (地盤変動影響調査)</p> <p>第145条 地盤変動影響調査とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。</p> <p>(調査)</p> <p>第146条 地盤変動影響調査は中部用対の定める地盤変動影響調査算定要領(以下「地盤変動影響調査算定要領」という。)により行うものとする。 2 (略)</p> <p>(水準測量)</p> <p>第146条の2 地盤変動影響調査算定要領第9条第2項の水準測量は、事前調査及び事後調査時において、既存の基準となる点（公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件）から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については検測し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎等の計測にあたっては、往復観測するものとする。 一～四 (略) 2 (略)</p> <p>(費用負担の可否の検討)</p> <p>第147条 損害等をてん補するために必要な費用負担の可否の検討</p>	<p>章番号変更</p> <p>条番号変更</p> <p>条番号変更</p> <p>条番号変更</p> <p>条番号変更</p>
--	--	--

<p>は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が三重県の公共事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2節 算定 (費用負担額の算定)</p> <p>第154条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3節 費用負担の説明 (費用負担の説明)</p> <p>第155条 費用負担の説明とは、三重県の公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等(以下「費用負担の内容等」という。)の説明を行うことをいう。</p> <p>(概況ヒアリング等)</p> <p>第156条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督員から<u>当該工事の内容</u>、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容等、<u>各権利者</u>の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と<u>面接し</u>、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p> <p>(説明資料の作成等)</p> <p>第157条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等につ</p>	<p>は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が三重県の公共事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2節 算定 (費用負担額の算定)</p> <p>第148条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3節 費用負担の説明 (費用負担の説明)</p> <p>第149条 費用負担の説明とは、三重県の公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る<u>費用負担の有無</u>、費用負担額の算定内容等(以下「費用負担の内容等」という。)の説明を行うことをいう。</p> <p>(概況ヒアリング等)</p> <p>第150条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督員から、<u>当該事業の計画概要</u>、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、<u>権利者ごとの</u>費用負担の内容等、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、<u>概況を把握する</u>ものとする。</p> <p>2 受注者は、現地踏査<u>及び概況ヒアリングを行った</u>後に費用負担の説明の対象となる権利者等<u>に対し、面接等により</u>費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p> <p>(説明資料の作成等)</p> <p>第151条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、<u>監督員の指示により</u>、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了した</p>	<p>条番号変更</p> <p>条番号変更 国との整合</p> <p>条番号変更 国との整合</p> <p>条番号変更 国との整合</p>
--	--	---

<p>いて監督員と協議するものとする。 一～三 (略)</p> <p>(権利者に対する説明) 第158条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。 一 2名以上の者を一組として<u>権利者と面接すること。</u> 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。 2 (略)</p> <p>(記録簿の作成) 第159条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第30号)に記載するものとする。</p> <p>(説明後の措置) 第160条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。 2・3 (略)</p> <p>第15章 未制定 第161条～第165条 未制定</p> <p>第16章 写真台帳の作成 (写真台帳の作成) 第166条 受注者は、第6章、第7章、第9章、第10章及び第14章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。 一～四 (略) 五 第9章、第10章及び第14章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督員の指示により前各号に準じて行うものとする。</p>	<p>ときは、その内容等について監督員と協議するものとする。 一～三 (略)</p> <p>(権利者に対する説明) 第152条 権利者に対する説明は、<u>監督員の指示により、</u>次の各号に掲げる業務を行うものとする。 一 <u>権利者との面接は、</u>2名以上の者を一組として<u>行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ監督員にその方法等について確認すること。</u> 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。 2 (略)</p> <p>(記録簿の作成) 第153条 受注者は、権利者と面接等により説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第30号)に記載するものとする。</p> <p>(説明後の措置) 第154条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。 2・3 (略)</p> <p>第14章 未制定 第155条～第159条 未制定</p> <p>第15章 写真台帳の作成 (写真台帳の作成) 第160条 受注者は、第6章、第7章、第9章、第10章及び第13章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。 一～四 (略) 五 第9章、第10章及び第13章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督員の指示により前各号に準じて行うものとする。</p>	<p>条番号変更 国との整合</p> <p>条番号変更 国との整合</p> <p>条番号変更</p> <p>章番号変更 条番号変更</p> <p>章番号変更</p> <p>条番号変更 章番号変更</p> <p>章番号変更</p>
--	---	--

<p>六 第14章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第17章 土地調書及び物件調書の作成等 (土地調書等の作成)</p> <p>第167条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果物により、土地調書(様式第31号)及び物件調書(様式第32号)を作成するものとする。</p> <p>第2編 用地アセスメント調査等業務共通仕様書</p> <p>第2章 用地アセスメント調査等業務の基本的処理方法 (成果物)</p> <p>第23条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p><u>三 容易に取り外すことが可能な方法により編綴する。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第28条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地アセスメント調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)</u>等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の<u>適切な管理</u>のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>六 第13章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第16章 土地調書及び物件調書の作成等 (土地調書等の作成)</p> <p>第161条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果物により、土地調書(様式第31号)及び物件調書(様式第32号)を作成するものとする。</p> <p>第2編 用地アセスメント調査等業務共通仕様書</p> <p>第2章 用地アセスメント調査等業務の基本的処理方法 (成果物)</p> <p>第23条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第28条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地アセスメント調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の<u>安全管理</u>のために必要<u>かつ適切</u>な措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>章番号変更</p> <p>章番号変更</p> <p>条番号変更</p> <p>国との整合</p> <p>国との整合</p>
--	--	--

<p>第3編 用地調査点検等技術業務共通仕様書</p> <p>第2章 用地調査点検等技術業務の基本的処理方法 (成果物)</p> <p>第20条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。 一～三 (略)</p> <p><u>四 容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第26条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）</u>等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の<u>適切な管理</u>のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第3編 用地調査点検等技術業務共通仕様書</p> <p>第2章 用地調査点検等技術業務の基本的処理方法 (成果物)</p> <p>第20条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。 一～三 (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第26条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の<u>安全管理</u>のために必要かつ<u>適切</u>な措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>国との整合</p> <p>国との整合</p>
<p>第4編 用地補償総合技術業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則 (用語の定義)</p> <p>第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。 一～二十五 (略)</p> <p>二十六 「公共用地交渉」とは、権利者に対し、調書の説明<u>及び確認を得ること</u>、土地の評価（残地補償を含む。）<u>の方法の説明</u>、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明、損失補償協議書の交付及び説明、<u>補償金に関する税制の説明</u>、補償契約書案の説明<u>及び契約の承諾、並びに</u>権利者の求めに応じて発注者から得た代替地の情報提供等を行うことをいう。</p>	<p>第4編 用地補償総合技術業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則 (用語の定義)</p> <p>第2条 この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。 一～二十五 (略)</p> <p>二十六 「公共用地交渉」とは、権利者に対し、調書の説明、土地の評価<u>方法</u>（残地補償を含む。）、建物等の補償方針及び<u>土地等の補償額の算定内容、補償金等に関する税制等</u>（以下「補償内容等」という。）の説明、損失補償協議書の交付及び説明、補償契約書案の説明、権利者の求めに応じて発注者から得た代替地の情報提供等を行い、<u>権利者から調書の確認及び補償契約の承諾を得る</u>ことをいう。</p>	<p>国との整合</p> <p>国との整合</p>

<p>二十七 「権利者」とは、公共用地交渉の対象となる土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう（第 38 条に<u>ついて</u>公共用地交渉の過程で補償対象である相続財産について権利を放棄した者を含む。）。</p> <p>二十八～三十一 （略）</p> <p>第 2 章 本業務の基本的処理方法 （施行上の義務及び心得）</p> <p>第 1 0 条 受注者は、本業務の適正かつ確実な実施の確保のために、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 本業務は、補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行い、権利者から理解が得られるよう努めなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p> <p>二 公共用地交渉を行う場合は、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について権利者の了解を得ておかなければならない。この場合、権利者の都合によっては、平日の日中は交渉に応じることが困難な場合があることに留意すること。</p> <p>三 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告しなければならない。</p> <p>四 権利者との面接は、主任技術者又は担当技術者が他の担当技術者又は業務従事者を伴って、複数によることとし、単独で面接してはならない。</p> <p>五 （略）</p> <p>（施行上の留意事項）</p> <p>第 1 1 条 （略）</p> <p><u>2 （新設）</u></p>	<p>二十七 「権利者」とは、公共用地交渉の対象となる土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう（第 38 条<u>第 1 項に規定する</u>公共用地交渉の過程で補償対象である相続財産について権利を放棄した者を含む。<u>ただし、第 38 条第 2 項、第 40 条及び第 41 条の規定においては除く。</u>）をいう。</p> <p>二十八～三十一 （略）</p> <p>第 2 章 本業務の基本的処理方法 （施行上の義務及び心得）</p> <p>第 1 0 条 受注者は、本業務の適正かつ確実な実施の確保のために、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 本業務は、補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行い、権利者から理解が得られるよう努めなければならない。また、実施に当たっては、権利者<u>等</u>に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p> <p>二 公共用地交渉<u>等（公共用地交渉及び権利者以外の関係者との対応をいう。以下同じ。）</u>を行う場合は、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について権利者<u>等</u>の了解を得ておかなければならない。この場合、権利者<u>等</u>の都合によっては、平日の日中は<u>公共用地交渉等</u>に応じることが困難な場合があることに留意すること。</p> <p>三 権利者<u>等</u>から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告しなければならない。</p> <p>四 権利者<u>等</u>との面接は、主任技術者又は担当技術者が他の担当技術者又は業務従事者を伴って、複数によることとし、単独で面接してはならない。</p> <p>五 （略）</p> <p>（施行上の留意事項）</p> <p>第 1 1 条 （略）</p> <p><u>2 受注者は、本業務を実施するに当たり弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 72 条（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）の規定を遵守することとし、公共用地交渉方針の策定、公共用地交渉用</u></p>	<p>国との整合</p> <p>国との整合</p> <p>国との整合</p>
--	---	--

<p>(支給品)</p> <p>第17条 受注者は、本業務を実施するに当たり必要となる<u>土地等に関する補償額、建物等の移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等の算定書</u>（以下「補償額算定書」という。）等、登記事項証明書、戸籍簿、<u>住民票、公共用地交渉に使用する調書、損失補償協議書及び公共用地取得等に使用する補償契約書案等を使用する場合には</u>、発注者から支給を受けるものとする。</p> <p>2 <u>権利者に対し調書の説明後、確認を得るときは</u>、必要部数の支給を受け、権利者から<u>確認を得た場合は</u>、1部を返納し、残りを権利者に交付するものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(成果物)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 提出する成果物は、次の各号に定める書類とする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 公共用地交渉記録簿（様式第55号）</p> <p>八 (略)</p> <p>九 権利者<u>毎</u>の公共用地交渉達成状況引継書（様式第57号）</p> <p>十 (略)</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第28条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）</u>等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん<u>または</u>き損の防止その他個人情報の<u>適切な管理</u>のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p><u>資料の作成、公共用地交渉等に係る法律事務の処理に当たっては、監督員の指示により行うものとする。</u></p> <p>(支給品)</p> <p>第17条 受注者は、本業務を実施するに当たり必要となる登記事項証明書、戸籍簿、<u>住民票等</u>（以下「登記事項証明書等」という。）、<u>土地等に関する補償額、建物等の移転料その他通常生ずる損失に関する補償額等の算定書等</u>（以下「補償額算定書等」という。）、調書、損失補償協議書、<u>補償契約書案及び補償契約書等について</u>、発注者から支給を受けるものとする。</p> <p>2 <u>前項の調書は、あらかじめ必要部数の支給を受け、権利者の署名押印を得たときは</u>、1部を<u>発注者に</u>返納し、残りを<u>当該</u>権利者に交付するものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(成果物)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 提出する成果物は、次の各号に定める書類とする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 公共用地交渉<u>等</u>記録簿（様式第55号）</p> <p>八 (略)</p> <p>九 権利者<u>ごと</u>の公共用地交渉達成状況引継書（様式第57号）</p> <p>十 (略)</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第28条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん<u>又は</u>毀損の防止その他<u>の</u>個人情報の<u>安全管理</u>のために必要<u>かつ適切な</u>措置を講じなければならない。</p>	<p>国との整合</p> <p>国との整合</p> <p>国との整合</p>
---	---	--

<p>2 (略)</p> <p>第3章 本業務の内容 (概況ヒアリング等)</p> <p>第33条 受注者は、本業務の実施に先立ち、監督員から当該事業の計画概要、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、権利者ごとの補償内容、実情及びその他必要となる事項について説明を受け概況を把握するものとする。</p> <p>2 受注者は、公共用地交渉の対象となる権利者等と面接し、公共用地交渉等を行うことについての協力依頼を行うものとする。</p> <p>(現地踏査等)</p> <p>第34条 受注者は、本業務の対象となる区域について現地踏査を行い、現地と発注者から貸与を受けた補償額算定書とを照合し、現地の状況等を把握するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(関係権利者の特定)</p> <p>第35条 受注者は、発注者から貸与を受けた登記事項証明書、戸籍簿及び住民票等の記載事項を補償額算定書と照合し、権利者の特定に誤りがないか確認を行うものとする。</p> <p>2 受注者は、権利者の特定に誤りがあるときは、速やかに監督員に報告するものとする。</p> <p>3 受注者は、前2項の業務を実施するために新たに登記事項証明書等の貸与を受ける必要があるときは、監督員と協議するものとする。</p> <p>(補償額算定書の照合及び補償金明細表の作成)</p> <p>第36条 受注者は、発注者から貸与を受けた補償額算定書について、補償基準等に適合し、誤りなく調製されているか照合を行うものとする。</p> <p>2 受注者は、補償額算定書の調製に誤りがあるときは、速やかに監督員に報告するものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第3章 本業務の内容 (概況ヒアリング等)</p> <p>第33条 受注者は、本業務の実施に先立ち、監督員から当該事業の計画概要、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、権利者ごとの補償内容、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握するものとする。</p> <p>2 受注者は、<u>現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に</u>公共用地交渉等の対象となる権利者等<u>に対し、面接等により</u>、公共用地交渉等を行うことについての協力<u>を依頼する</u>ものとする。</p> <p>(現地踏査等)</p> <p>第34条 受注者は、本業務の対象となる区域について現地踏査を行い、現地と発注者から<u>支給</u>を受けた補償額算定書<u>等</u>とを照合し、現地の状況等を把握するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(権利者の特定)</p> <p>第35条 受注者は、発注者から<u>支給</u>を受けた登記事項証明書等の記載事項を補償額算定書<u>等</u>と照合し、権利者の特定に誤りがないか確認を行うものとする。</p> <p>2 受注者は、<u>前項の確認の結果、権利者の特定ができないとき、又は</u>権利者の特定に誤りがあるときは、速やかに監督員に報告<u>し、必要に応じて、新たに登記事項証明書等の支給を受ける</u>ものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(補償額算定書等の照合及び補償金明細表の作成)</p> <p>第36条 受注者は、発注者から<u>支給</u>を受けた補償額算定書<u>等</u>について、補償基準等に適合し、誤りなく調製されているか照合を行うものとする。</p> <p>2 受注者は、<u>前項の照合の結果、補償額算定書等の調製に不備がある</u>ときは、速やかに監督員に報告<u>し、当該不備が補正された補償</u></p>	<p>国との整合</p> <p>文言修正、国との整合</p> <p>文言修正、国との整合</p> <p>国との整合</p> <p>文言修正、国との整合</p> <p>国との整合</p>
--	---	--

<p>3 受注者は、<u>前条及び前2項の業務</u>が完了したときは、速やかに補償金明細表（様式第54号）を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>（公共用地交渉方針の策定及び公共用地交渉用資料の作成）</p> <p>第37条 受注者は、公共用地交渉を行うに当たり、<u>次の方針策定等</u>を行い、監督員と協議するとともに、<u>用地補償総合技術業務協議書</u>（様式第52-2号）を<u>作成し、提出する</u>ものとする。</p> <p>一 権利者<u>毎</u>の公共用地交渉の<u>交渉</u>スケジュール、説明内容等公共用地交渉の進め方に関する方針の策定</p> <p>二 <u>各</u>権利者の権利の内容に応じた公共用地交渉用資料（事業計画と支障物件等の位置関係を示す図面（写し）、同一区画の支障物件等に複数の権利者が存在する場合の権利者<u>毎</u>に対象物が分かるよう色分けした図面（写し）、買収後の出入り口が分かる図面（写し）、相続が発生している場合の遺産分割協議書案、譲渡所得・国民健康保険税<u>など</u>の税制に関する資料<u>など</u>）の作成</p> <p>（権利者に対する公共用地交渉）</p> <p>第38条 受注者は、権利者に対して前条において作成した公共用地交渉用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう、次の各号の段階に応じて、十分な公共用地交渉を行うものとする。</p> <p>一 調書の説明及び確認</p> <p><u>取得等の対象となる調書の内容を説明し、かつ、これを当該権利者に交付するとともに、当該調書の控えに確認印の押印を受ける。ただし、公共用地交渉の過程で補償の対象である相続財産について権利を放棄した者があった場合には、これを確認出来る書面（写し）を取得する。</u></p> <p>二 損失補償協議書の説明</p> <p><u>権利者に対し、補償項目毎の補償内容等を説明し、補償内容等の理解を得るとともに、損失補償協議書を交付し補償金額を提示する。</u></p>	<p><u>額算定書等の支給を受ける</u>ものとする。</p> <p>3 受注者は、<u>前条第1項及びこの条第1項の確認等</u>が完了したときは、速やかに補償金明細表（様式第54号）を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>（公共用地交渉方針の策定及び公共用地交渉用資料の作成）</p> <p>第37条 受注者は、公共用地交渉を行うに当たり、<u>次に掲げる</u>方針の策定等を行い、用地補償総合技術業務協議書（様式第52-2号）を<u>もって</u>監督員と協議し、<u>その承諾を得る</u>ものとする。</p> <p>一 権利者<u>ごと</u>の公共用地交渉のスケジュール、説明内容等<u>の</u>公共用地交渉の進め方に関する方針の策定</p> <p>二 権利者<u>ごと</u>の権利の内容に応じた公共用地交渉用資料（事業計画と支障物件等の位置関係を示す図面（写し）、同一区画の支障物件等に複数の権利者が存在する場合の権利者<u>ごと</u>に対象物が分かるよう色分けした図面（写し）、買収後の出入り口が分かる図面（写し）、相続が発生している場合の遺産分割協議書案、譲渡所得<u>税</u>、国民健康保険税<u>等</u>の税制に関する資料<u>等</u>）の作成</p> <p>（権利者<u>等</u>に対する公共用地交渉<u>等</u>）</p> <p>第38条 受注者は、権利者に対して前条において作成した公共用地交渉用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう、次の各号の段階に応じて、十分な公共用地交渉を行うものとする。</p> <p>一 調書の説明及び確認</p> <p><u>監督員の指示により、調書の内容を権利者に説明し、当該権利者の確認を受けた上で、当該調書に署名押印を得る。</u></p> <p>二 補償内容等の説明</p> <p><u>監督員の指示により、補償項目ごとの補償内容等を権利者（抵当権者等を除く。以下この号から第4号までにおいて同じ。）に説明し、補償内容等の理解を得る。</u></p> <p>三 損失補償協議書の<u>交付及び説明</u></p> <p><u>監督員の指示により、損失補償協議書を権利者に交付し、補償金額を提示して当該損失補償協議書を説明する。</u></p>	<p>国との整合</p> <p>国との整合</p> <p>国との整合</p> <p>国との整合</p> <p>国との整合</p>
--	--	--

<p><u>三</u> 補償契約書案の説明及び契約の承諾 補償契約書案を権利者に交付し、契約内容を説明し、契約<u>をす</u> <u>る</u>承諾を得る。</p>	<p><u>四</u> 補償契約書案の説明及び<u>補償</u>契約の承諾 <u>監督員の指示により、補償契約書案を権利者に交付し、補償契</u> <u>約の内容を説明し、補償契約の承諾を得る。当該権利者から補</u> <u>償契約の承諾が得られたときは、監督員の指示により、補償契</u> <u>約書等に署名押印を得る。</u></p>	<p>国との整合</p>
<p>(公共用地交渉記録簿の作成) 第39条 受注者は、公共用地交渉を行った場合には、速やかに公共 用地交渉記録簿(様式第55号)を作成するものとする。</p>	<p><u>2</u> <u>受注者は、前項の公共用地交渉を行うに当たり、権利者以外の</u> <u>関係者(相続財産について権利を放棄した者、代替地提供者、</u> <u>不在者探索に係る情報を保有すると思われる者等をいう。)に</u> <u>対し、相続財産に関する説明、代替地提供に伴う税制等の説</u> <u>明、不在者探索のための情報収集等の軽微な対応(これに伴う</u> <u>説明資料の作成、関係書類の受領等を含む。)が生じた場合</u> <u>は、これを行うものとする。</u></p> <p>(公共用地交渉<u>等</u>記録簿の作成) 第39条 受注者は、公共用地交渉<u>等</u>を行った場合には、速やかに公 共用地交渉<u>等</u>記録簿(様式第55号)を作成するものとする。</p>	<p>国との整合</p>
<p>(公共用地交渉後の措置) 第40条 受注者は、前条による公共用地交渉記録簿を作成したとき は、その都度、監督員の確認を受け、必要に応じて公共用地交渉 の詳細な内容を監督員に報告するものとする。 2 受注者は、当該権利者に係わる補償内容等<u>のすべてについて権利</u> <u>者の理解が得られたと判断した</u>ときは、速やかに、監督員にその 旨を報告するものとする。 3 受注者は、権利者が補償契約書に押印した後に、当該契約書の写 しを作成するものとする。 4 受注者は、権利者が公共用地交渉に応じない<u>若しくは</u>当該事業計 画に対する不満、補償内容に対する不満その他の理由により公共 用地交渉の継続が困難であると判断したときは、監督員に詳細な 内容を報告し、監督員の指示を受けるものとする。</p>	<p>(公共用地交渉後の措置) 第40条 受注者は、前条による公共用地交渉<u>等</u>記録簿を作成したと きは、その都度、監督員の確認を受け、必要に応じて公共用地交 渉<u>等</u>の詳細な内容を監督員に報告するものとする。 2 受注者は、当該権利者に係わる補償内容等<u>並びに損失補償協議書</u> <u>及び補償契約書案の内容について、それぞれ</u>理解が得られたとき は、<u>その都度、</u>速やかに、監督員にその旨を報告するものとし る。 3 受注者は、権利者が補償契約書に<u>署名</u>押印した後に、当該<u>補償</u>契 約書の写しを作成するものとする。 4 受注者は、権利者が公共用地交渉に応じない、<u>又は</u>当該事業計画 に対する不満、補償内容<u>等</u>に対する不満その他の理由により公共 用地交渉の継続が困難であると判断したときは、監督員に詳細な 内容を報告し、監督員の指示を受けるものとする。</p>	<p>国との整合</p> <p>国との整合</p>
<p>(移転履行状況等の確認)</p>	<p>(移転履行状況等の確認<u>等</u>)</p>	<p>国との整合</p>

<p>第4 1条 受注者は、権利者と発注者との間で契約が締結された後は、監督員の指示に基づき、権利者と発注者との間で締結された補償契約書に定める期限までに義務が履行されるよう、権利者に対し移転履行状況等の確認を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(移転履行状況等の確認後の措置)</p> <p>第4 2条 受注者は、前条の規定に基づき移転履行状況等の確認を行ったときは、監督員に移転履行状況等確認報告書(様式第5 6号)により報告するものとする。</p> <p>(その他の業務)</p> <p>第4 3条 (略)</p> <p>2 受注者は、本業務の遂行において、業務の実施の状況、権利者からの意見・要望等及び当該事業計画地の現況等について、用地補償総合技術業務日報(様式第5 3号)(以下「日報」という。)を作成し、提出するものとする。</p> <p>3 本業務が完了した場合には、権利者毎に公共用地交渉達成状況引継書(様式第5 7号)を作成し、監督員に引き継ぐものとする。</p> <p>なお、記載に当たり、業務完了時においても業務の対象となる土地等の権利者との交渉が難航していた場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合には、以下の内容を記載すること。</p> <p>一 公共用地交渉の実施に当たり留意すべき点(権利者との交渉の経緯等)</p> <p>二 業務完了時における権利者との交渉状況等</p>	<p>第4 1条 受注者は、権利者と発注者との間で補償契約が締結された後は、監督員の指示に基づき、権利者と発注者との間で締結された補償契約書に定める期限までに義務が履行されるよう、権利者等に対し移転履行状況等の確認、催告等を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(移転履行状況等の確認等後の措置)</p> <p>第4 2条 受注者は、前条の規定に基づき移転履行状況等の確認等を行ったときは、監督員に移転履行状況等確認報告書(様式第5 6号)により報告するものとする。</p> <p>(その他の業務)</p> <p>第4 3条 (略)</p> <p>2 受注者は、本業務の遂行において、業務の実施の状況、権利者等からの意見・要望等及び当該事業計画地の現況等について、用地補償総合技術業務日報(様式第5 3号)(以下「日報」という。)を作成し、提出するものとする。</p> <p>3 本業務が完了した場合には、権利者ごとに公共用地交渉達成状況引継書(様式第5 7号)を作成し、監督員に引き継ぐものとする。</p> <p>なお、記載に当たり、業務完了時においても業務の対象となる土地等の権利者との公共用地交渉が難航していた場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合には、以下の内容を記載すること。</p> <p>一 公共用地交渉の実施に当たり留意すべき点(権利者との公共用地交渉の経緯等)</p> <p>二 業務完了時における権利者との公共用地交渉の状況等</p>	<p>国との整合</p> <p>国との整合</p> <p>国との整合</p> <p>国との整合</p> <p>国との整合</p>
---	---	--

(R6.4)

現 行	改 正 (案)	備 考																																					
<p>様式第28号</p> <p style="text-align: center;">消 費 税 等 調 査 表</p> <p>(1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">調査者</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 15%;">年月日</td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">郡 市</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">町 字</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">調査対象者</td> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">郡 市 町 字</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名 又 は 法人・代表者名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">調査対象物件名・用途</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">調査対象物件の資産の区分</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">基準期間</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日 ~ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">前年(個人)又は 前事業年度</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日 ~ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調査・ 収集した 資料</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> (新設) <input type="checkbox"/> (新設) <input type="checkbox"/> その他の資料 </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。</p> <p>2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー(標準)を添付すること。</p> </td> </tr> </table>	調査者		年月日		郡 市		町 字		調査対象者	住 所	郡 市 町 字		氏 名 又 は 法人・代表者名			調査対象物件名・用途		調査対象物件の資産の区分				<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産		基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日			前年(個人)又は 前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日			調査・ 収集した 資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> (新設) <input type="checkbox"/> (新設) <input type="checkbox"/> その他の資料			<p>(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。</p> <p>2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー(標準)を添付すること。</p>			
調査者		年月日																																					
郡 市		町 字																																					
調査対象者	住 所	郡 市 町 字																																					
	氏 名 又 は 法人・代表者名																																						
調査対象物件名・用途		調査対象物件の資産の区分																																					
		<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産																																					
基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日																																						
前年(個人)又は 前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日																																						
調査・ 収集した 資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> (新設) <input type="checkbox"/> (新設) <input type="checkbox"/> その他の資料																																						
<p>(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。</p> <p>2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー(標準)を添付すること。</p>																																							

 様式第28号 消 費 税 等 調 査 表 (1/2) | | | | | |--|--|---|--| | 調査者 | | 年月日 | | | 郡 市 | | 町 字 | | | 調査対象者 | 住 所 | 郡 市 町 字 | | | | 氏 名 又 は
法人・代表者名 | | | | 調査対象物件名・用途 | | 調査対象物件の資産の区分 | | | | | <input type="checkbox"/> 事業用資産
<input type="checkbox"/> 家事共用資産 | | | 基準期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | | 前年(個人)又は
前事業年度 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | | 調査・
収集した
資料 | <input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」
<input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」
<input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」
<input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書
<input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書
<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書
<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書
<input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
<input type="checkbox"/> 法人設立届出書
<input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書
<input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用)
<input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等)
<input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書
<input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書
<input type="checkbox"/> (新設)
<input type="checkbox"/> (新設)
<input type="checkbox"/> その他の資料
<input type="checkbox"/> 適格請求書発行事業者登録に係る通知書
<input type="checkbox"/> 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書
<input type="checkbox"/> その他の資料 | | | | <p>(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。</p> <p>2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー(標準)を添付すること。</p> | | | | | 項目追加 項目追加 |

現 行	改 正 (案)	備 考
<p style="text-align: center;">消費税等相当額補償の要否判定フロー (標準)</p> <p style="text-align: center;">消費税等相当額を補償</p> <p style="text-align: center;">消費税等相当額の補償不要</p> <p style="text-align: center;">消費税等相当額の一部を補償</p> <p style="text-align: center;">一括比率</p> <p style="text-align: center;">(配分方式)</p> <p>(注) 1 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。 2 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。 3 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">消費税等相当額補償の要否判定フロー (標準)</p> <p style="text-align: center;">消費税等相当額を補償</p> <p style="text-align: center;">消費税等相当額の補償不要</p> <p style="text-align: center;">消費税等相当額の一部を補償</p> <p style="text-align: center;">一括比率</p> <p style="text-align: center;">(配分方式)</p> <p>(注) 1 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。 2 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。 3 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。</p>	<p>追記</p>

(R6.4)

現 行	改 正 (案)	備 考																																																																														
<p style="text-align: center;">様式第 55 号</p> <p style="text-align: center;">公共用地交渉記録簿</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">交渉場所</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>交渉年月日</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>時 間</td> <td>自</td> <td>至</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">出席者</td> <td>説明者</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>相手方</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>交渉内容及び質疑</td> <td colspan="4" style="height: 150px;"></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="4" style="height: 80px;"></td> </tr> <tr> <td>監 督 員</td> <td></td> <td>主任技術者</td> <td>担当技術者</td> <td>業務従事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。</p>	交渉場所					交渉年月日	令和 年 月 日	時 間	自	至	出席者	説明者				相手方				交渉内容及び質疑					特記事項					監 督 員		主任技術者	担当技術者	業務従事者						<p style="text-align: center;">様式第 55 号</p> <p style="text-align: center;">公共用地交渉等記録簿</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">交渉場所</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>交渉年月日</td> <td>令和 年 月 日</td> <td>時 間</td> <td>自</td> <td>至</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">出席者</td> <td>説明者</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>相手方</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>交渉内容及び質疑</td> <td colspan="4" style="height: 150px;"></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="4" style="height: 80px;"></td> </tr> <tr> <td>監 督 員</td> <td></td> <td>主任技術者</td> <td>担当技術者</td> <td>業務従事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。</p>	交渉場所					交渉年月日	令和 年 月 日	時 間	自	至	出席者	説明者				相手方				交渉内容及び質疑					特記事項					監 督 員		主任技術者	担当技術者	業務従事者						<p>文字追加</p>
交渉場所																																																																																
交渉年月日	令和 年 月 日	時 間	自	至																																																																												
出席者	説明者																																																																															
	相手方																																																																															
交渉内容及び質疑																																																																																
特記事項																																																																																
監 督 員		主任技術者	担当技術者	業務従事者																																																																												
交渉場所																																																																																
交渉年月日	令和 年 月 日	時 間	自	至																																																																												
出席者	説明者																																																																															
	相手方																																																																															
交渉内容及び質疑																																																																																
特記事項																																																																																
監 督 員		主任技術者	担当技術者	業務従事者																																																																												